

新公審査答申（情）第25号
令和6年8月28日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年11月22日付け、新財活第348号によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年9月24日付け、新財第243号の2により行った一部公開決定は、これを取り消し、改めて公開決定をすべきである。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年9月9日、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、新潟市の予算で新潟市財務課に提出されている「新潟市と県弁護士会との契約で市が県弁護士会に支払っている委託料単価」を示すもの（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求した。
- 2 実施機関は、本件請求文書を、平成30年度無料法律相談予定表（以下「本件対象文書」という。）と特定し、そのうち一部が、条例第6条第3号アに該当するとして一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和元年9月24日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和元年9月27日付けで、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和元年11月22日、条例第12条の規定に基づき、当審査会に諮問した。
- 5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和元年11月22日	諮問書受理
令和5年12月18日	審査会開催（第1回）
令和6年 1月29日	審査会開催（第2回）

令和6年 4月30日	審査会開催（第3回）
令和6年 5月31日	審査会開催（第4回）
令和6年 7月26日	審査会開催（第5回）

第3 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書を確認したところ、審査請求人が主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

- 1 「法人の競争上の地位」を一部公開の理由にあげているが、県弁護士会と市は随意契約であり、県弁護士会は県内に1法人しかなく、理由になっていない。
市民厚生常任委員会平成30年3月7日市民生活部議案第1号資料2に、H29：301回7，100、30年：226回5，240（単位：千円）となっており、一般に公開されている。非公開の理由となりえず、公開しなければならない。
- 2 他の複数の行政機関は市とは、別機関であり、県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれはない。
- 3 市の予算から支出されている委託料の契約単価を知る権利は市民にもあるはずである。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 法人の競争上の地位を一部公開の理由としたことについて
県弁護士会は県内で1法人しかないが、本市と同様に法律相談に関して弁護士を派遣する契約を他の複数の行政機関等と結んでいることから、一般に知られることのない法人の運営（個別の取引内容及び財務状況）に関する情報にあたる当該契約書の委託料を公にすることは、県弁護士会の他の契約において、県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第3号アに該当すると判断し、非公開とした。
- 2 市民厚生常任委員会における配布資料に実施回数と事業費が公開されていることについて
実施回数と事業費総額については公開されているが、事業費における委託料の契約単価については、前述の理由から委員会でも示していない。

第5 審査会の判断

- 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象文書に記載されている委託料が条例第6条第3号アに該当するとして、本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件決定の取消しを

求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 条例第6条第3号アは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定められている。前述第4記載の実施機関の主張のみでは、当審査会において、条例第6条第3号アの該当性について、容易に判断できなかつた。そのため、「県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」について当審査会から実施機関に対し、改めて具体的に説明を求めた。

実施機関からは、「県弁護士会は、法律相談に関して弁護士を派遣する契約を他の複数の行政機関等と結ぶと考えられることから、一般に知られることのない団体の営業活動の内容に関する情報にあたる委託料単価を公にしたときに、本市の契約単価より高い単価設定をしている契約があった場合には、その契約にも影響が及び、県弁護士会の利益を害するおそれがある」との説明があった。

- (2) しかし、上記のとおり実施機関の説明は受けたが、契約に及ぼす影響について具体的な言及がなく、また、県弁護士会の利益をどのように害するのかの説明もない。さらに、当審査会においても本件対象文書に記載されている委託料を見分したが、条例第6条第3号アの該当性を見出すことができなかった。

- (3) 以上の経過から当審査会においては、実施機関の主張は、抽象的で説得力がないと判断せざるを得ない。

したがって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの実施機関の主張には十分な論拠を見出すことができないため、本件対象文書に記載されている委託料については、条例第6条第3号アに該当しないことから、公開することが妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 池睦美、委員 岩寄勝成